

令和4年度国民健康保険料（税）率等の状況について

国民健康保険室

1 国保料（税）率等の状況

(1) 改定区分別の市町村数 [医療分のみ] (市町村別一覧は別紙「税率比較表」を参照)

【比較結果集計】

	市町村数	割合
引上↑	8	10.4%
引下↓	13	16.9%
据置・その他→	56	72.7%

- 引上：所得割～平等割の増減がプラスのみ
- 引下：所得割～平等割の増減がマイナスのみ
- 据置・その他：所得割～平等割が全て据置
またはプラスとマイナスが混在

(2) 引上げ・引下げの主な理由 [各市町村において主たる理由として回答されたもの]

①引上げの主な理由

- 標準保険料率を参酌して引き上げ

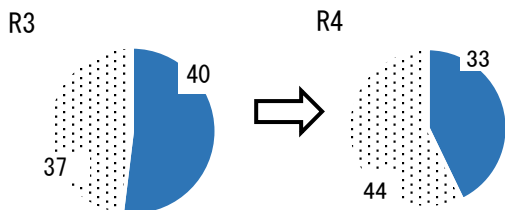
②引下げの主な理由

- 資産割を段階的に引下げまたは廃止

2 算定方式の変更状況 [市町村数]

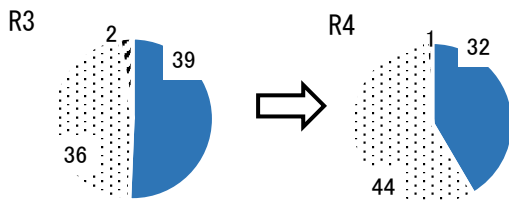
■医療分 [保険給付費に充てるもの]

《凡例⇒ 4方式、 3方式、 2方式》



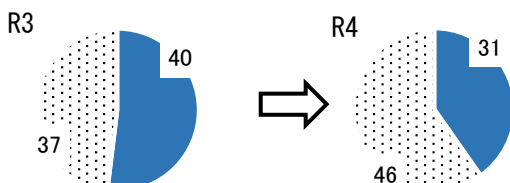
4方式から
3方式へ
⇒ 7市町村
が変更

■後期分 [後期高齢者支援金に充てるもの]



4方式及び
2方式から
3方式へ
⇒ 8市町村
が変更

■介護分 [介護納付金に充てるもの]



4方式から
3方式へ
⇒ 9市町村
が変更

☆算定方式とは

国保料（税）の算定には、次の4つの要素がある。

- ①所得割
被保険者の所得によるもの
- ②資産割
固定資産税額によるもの
- ③均等割
被保険者数によるもの
- ④平等割
世帯単位によるもの

【方式（組み合わせ）】

- 4方式
上記①～④
- 3方式
上記①③④
- 2方式
上記①③

